

利用調整の対象となる保育施設

藤沢市保育課にて入所審査や利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。原則として、各施設の定員を満たすまで、入所審査により入所児童を決定します。ただし、保育施設の状況によっては、定員まで入所児童の受け入れができない場合や、定員より多くの児童を入所決定する場合があります。なお、2024年9月現在、⑤事業所内保育事業、⑥居宅訪問型保育事業の藤沢市内における開設及び予定はありません。

- ① 認可保育施設
- ② 認定こども園(保育利用のみ保育課で利用調整)



【地域型保育事業】

- ③ 小規模保育事業:少人数(定員6~19人)を対象とした保育
- ④ 家庭的保育事業:少人数(定員5人まで)を対象とした保育
- ⑤ 事業所内保育事業:会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どものほか、対象とした保育
- ⑥ 居宅訪問型保育事業:障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅にて1対1で実施する保育

■認定こども園について

就学前の子どもに幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設です。認定こども園には次の類型があります。藤沢市では広田幼稚園、藤沢いずみ幼稚園(両施設とも②幼稚園型)の2箇所が該当します。

- ① 幼保連携型
幼稚園機能と保育施設の機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園
- ② 幼稚園型
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育施設としての機能を備える認定こども園
- ③ 保育施設型
認可保育施設が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れなど、幼稚園としての機能を備える認定こども園
- ④ 地方裁量型
幼稚園・保育施設いずれの認可もない地域の教育・保育施設による認定こども園

※幼稚園としての利用(教育利用)につきましては、施設への直接申込みとなります。認定こども園へ直接お問い合わせください。

■地域型保育事業について

地域型保育事業とは、認可保育施設や認定こども園(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもの預かる事業です。対象となる事業をご希望される場合は、認可保育施設と同じ手順でお申し込みください。小規模保育事業、家庭的保育事業は2歳児クラスで卒園となるため、卒園後は他施設への転園が必要です。その受け入れ先として、連携施設と協定の締結をしています。(詳細は各施設又は保育課へお問い合わせください)卒園児童及びそのきょうだいの審査の取り扱いについては、P22のQ6をご確認ください。

藤沢市内では、P28~P33に記載の施設が利用調整の対象です。

その他の施設については認可外保育施設や幼稚園等にあたります。こちらの申込みなどについては、施設に直接お問い合わせください。



医療的ケアが必要なお子様について

藤沢市では、一部の認可保育施設にて医療的ケアが必要な児童の受け入れをしています。なお、対象となる児童には一定の要件があるとともに、掲載している申込みや入所の流れとは異なります。ご希望の場合はP34の二次元コードをご確認の上、保育課までご相談ください。